

裁判員選任等関係文書の取扱いについて

平成20年7月15日刑一第001107号地方裁判所長あ
て刑事局長通達

改正 平成25年8月2日刑一第344号

改正 平成29年7月11日刑二第361号

改正 令和5年2月1日刑二第18号

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号。以下「法」という。）に規定する裁判員及び補充裁判員の選任及び解任並びに選任予定裁判員の選定及び選定の取消しの事務に関する司法行政文書（平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第1の2の(1)に定める司法行政文書をいう。）（以下「裁判員選任等関係文書」という。）の取扱いについて下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

1 裁判員選任等関係文書の様式

別表の左欄に掲げる裁判員選任等関係文書の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式のとおりとする。

2 裁判員選任等関係文書の受理

- (1) 次に掲げる裁判員選任等関係文書を受理する場合において、裁判員候補者名簿管理システムに必要な情報を登録したときは、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003547号秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「実施通達」という。）記第2の5の(1)のアの定めによる電子決裁システムへの文書管理情報の登録又は文書受理簿への所要の事項の記載及び同の定めによる進行番号の記載を省略することができる。

ア 裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成19年最高裁判所規則第7

号。以下「規則」という。)第11条第2項及び第4項(規則第14条第1項において準用する場合を含む。)の規定による照会に対する回答書

イ 法第22条の規定により送付を受けた裁判員候補者予定者名簿

- (2) 規則第15条第1項の規定により提出された調査票及び資料(以下「調査票等」という。)を受理する場合においては、実施通達記第2の5の の定めによる進行番号の記載を省略することができる。

調査票等(最高裁判所又は最高裁判所が委託する業者がその内容を集計したものに限る。)を一括して受理するときは、受理日ごとに事務記録(実施通達記第8の3に定める事務記録をいう。)につづり込む等の散逸等の過誤を防止する措置を講じた上、その初葉に受理印を押す。

3 裁判員選任等関係文書の作成及び発送

法第25条の規定による通知及びこれと同時に発送する規則第15条第1項に規定する調査票の作成及び発送の作業は、最高裁判所又は最高裁判所が委託する業者において行うことができる。

4 裁判員選任等関係文書の整理及び保存

- (1) 裁判員選任等関係文書(調査票等を除く。)を管理するファイルは、実施通達別表第1の大分類を「訟務(事務)」、中分類を「刑事」、保存期間を「5年」とするファイル分類とする。

- (2) 調査票等を管理するファイルは、実施通達別表第1の大分類を「訟務(事務)」、中分類を「調査回答書」とするファイル分類とする。

裁判員候補者名簿管理システムデータは、実施通達別表第1の大分類を「訟務(事務)」、中分類を「刑事」、保存期間を「常用」とするファイル分類とする。

付 記

この通達は、平成20年7月15日から実施する。

付 記(平25.8.2刑一第344号)

この通達は、平成25年4月1日から適用する。

付 記（平29.7.11刑二第361号）

この通達は、平成29年4月1日から適用する。

付 記（令5.2.1刑二第18号）

この通達は、令和5年4月1日から実施する。

(別表)

裁判員選任等関係文書	根拠規定	様式
選挙人名簿に登録されている者の数についての照会書	規則第11条第2項及び第4項並びに第14条第1項	別紙様式第1
裁判員候補者の割当員数についての通知書兼本籍についての照会書	法第20条第1項及び第12条第2項, 規則第10条	別紙様式第2の1
裁判員候補者の割当員数についての通知書兼本籍についての照会書(補充分)	法第24条第1項及び第12条第2項, 規則第10条	別紙様式第2の2
裁判員候補者名簿に記載をされた旨の通知書	法第25条	別紙様式第3の1
裁判員候補者名簿に記載をされた旨の通知書(補充分)	法第25条	別紙様式第3の2
呼び出すべき裁判員候補者の選定について	法第26条第3項及び第4項	別紙様式第4
裁判員候補者選定録	法第26条第3項, 規則第16条	別紙様式第5
裁判員候補者の前科についての照会書	法第12条第2項	別紙様式第6

(別紙様式第1)

〒 -

選挙管理委員会 御中

令和 年 月 日

地方裁判所 支部長

選挙人名簿に登録されている者の数について(照会)

裁判員候補者名簿を調製するため必要があるので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定に基づき 月 日現在により選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の数(登録が行われる日が 月 日以降となるときは、同月 日現在において選挙人名簿に登録されている者の数)を、令和 年 月 日までに当裁判所に回答してください。

(別紙様式第2の1)

〒 -

選挙管理委員会 御中

長 殿

令和 年 月 日

地方裁判所 支部長

裁判員候補者の割当員数等について

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第20条第1項に基づき、裁判員候補者の員数について、 に 人を割り当てましたので通知します。また、併せて、裁判員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条第2項に基づいて照会します。

については、10月15日までに裁判員候補者予定者名簿に本籍を付して、当裁判所に送付してください（同法第22条、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成19年最高裁判所規則第7号）第10条）。

(別紙様式第2の2)

〒 -

選挙管理委員会 御中

長 殿

令和 年 月 日

地方裁判所 支部長

裁判員候補者の割当員数等(補充分)について

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号)第24条第1項に基づき、補充する裁判員候補者の員数について、 に 人を割り当てましたので通知します。また、併せて、裁判員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条第2項に基づいて照会します。

については、速やかに裁判員候補者予定者名簿に本籍を付して、当裁判所に送付してください(同法第24条第2項、第22条、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則(平成19年最高裁判所規則第7号)第10条)。

(別紙様式第3の1)

令和 年 月 日

〒 -

殿

地方裁判所 支部

裁判員候補者名簿への記載のお知らせ

このたび、あなたは、抽選の結果に基づいて、当裁判所の裁判員候補者名簿（有効期間令和 年 月 日から同年12月31日まで）に記載されましたので、お知らせいたします。

現段階では、名簿に記載されただけであり、裁判所にお越しいただく必要はありません。

今後、この名簿をもとに、実際の事件ごとに裁判員候補者を選んだ上で、当裁判所においてその候補者の中から裁判員を選ぶ手続を行います。あなたが具体的な事件の裁判員候補者として選ばれて、裁判員を選ぶ手続のため、当裁判所にお越しいただく必要が生じた場合には、別途、事前にお知らせいたします。

【問い合わせ先】

地方裁判所 支部

住所

電話

(別紙様式第3の2)

〒 -

殿

令和 年 月 日

地方裁判所 支部

裁判員候補者名簿への記載のお知らせ

このたび、あなたは、抽選の結果に基づいて、当裁判所の裁判員候補者名簿（本年12月31日まで有効）に記載されましたので、お知らせいたします。

現段階では、名簿に記載されただけであり、裁判所にお越しいただく必要はありません。

今後、この名簿をもとに、実際の事件ごとに裁判員候補者を選んだ上で、当裁判所においてその候補者の中から裁判員を選ぶ手続を行います。あなたが具体的な事件の裁判員候補者として選ばれて、裁判員を選ぶ手続のため、当裁判所にお越しいただく必要が生じた場合には、別途、事前にお知らせいたします。

【問い合わせ先】

地方裁判所 支部

電話

(別紙様式第4)

事件番号 令和 年()第 号

被告人

被告事件名

呼び出すべき裁判員候補者の選定について

被告人に対する上記被告事件について、呼び出すべき裁判員候補者を、次のとおり選定する。

選定日時 令和 年 月 日午前・後 時 分

選定場所

令和 年 月 日 検察官に通知済
令和 年 月 日 弁護人に通知済

(別紙様式第5)

令和 年()第 号

裁判員候補者選定録

被 告 人 氏 名

被 告 事 件 名

選 定 日 時 令和 年 月 日午前・後 時 分

選 定 場 所

立 ち 会 っ た 検 察 官

立 ち 会 っ た 弁 護 人

選定すべき裁判員候補者数

選 定 方 法

選定された裁判員候補者 別添被選定者名簿のとおり

そ の 他

令和 年 月 日

地方裁判所 支部

印

(別紙様式第6)

(照会番号)

令和 年 月 日

地方検察庁 御中

地方裁判所 支部

(担当)

裁判員候補者の前科について(照会)

別紙記載の裁判員候補者が、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号)第14条に規定する欠格事由(前科に関するものに限る。)に該当する者であるか否かを、令和 年 月 日までに当裁判所に回答してください。

